



安曇野市保育料軽減事業補助金について



低所得世帯及び2人以上子どもがいる世帯を支援するため、認可外保育施設を利用して
いる3歳未満児のお子様の保育料を軽減する補助金を交付します。

1. 補助対象者

下記①～④の要件を全て満たし、⑤または⑥に該当すること。

ただし、施設等利用給付認定等を受けて保育料の軽減を受けている者は除く。

①認可外保育施設を利用している児童の保護者であること。

※認可外保育施設は児童福祉法第59条の2に規定する届出がされており、認可外保育施設指導監督基準を満たしているもの。

②安曇野市に住所を有する者であること。

③保護者の保育の必要性が証明できること。

④市税等の滞納がないこと。

⑤「市町村民税所得割課税額57,700円（世帯年収360万円相当）以上に該当する世帯」かつ
「多子世帯（第2子以降のお子さんが認可外保育施設を利用している世帯）」

⑥「市町村民税所得割課税額57,700円（世帯年収360万円相当）未満に該当する世帯」

※子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等に該当する世帯にあっては、市町村民税所得割課税額の基準額57,700円を77,101円とします。

2. 交付スケジュール

←保護者の方に提出していただくもの ←市からの通知等

① 補助金等交付申請書類の提出

② 補助金交付決定通知書発行

③ 実績報告書の提出（添付資料：保育料の実質負担額証明書）

④ 補助金等交付請求書の提出 ※③、④は3/31までに提出

⑤ 補助金等確定通知書発行

⑥ 補助金交付

※補助金の額、申請書類は裏面を確認してください。

提出先・お問い合わせ窓口
安曇野市 こども園幼稚園課
（本庁舎1階16番窓口）
〒399-8281
安曇野市豊科6000番地
TEL：0263-71-2256（直通）
FAX：0263-72-2065

3. 補助金の額について

補助金の額は、次の表のとおりです。

対象者	補助金の額（月額）
市町村民税所得割課税額 57,700円未満の世帯の第1子	保育料の半額 上限：21,000円
市町村民税所得割課税額 57,700円未満の世帯の第2子以降	保育料の全額 上限：42,000円
市町村民税所得割課税額 57,700円以上の世帯の第2子	保育料の半額 上限：21,000円
市町村民税所得割課税額 57,700円以上の世帯の第3子以降	保育料の全額 上限：42,000円

※保育料とは、認可外保育施設の設置者と保護者との契約により支払うこととされている費用のことです。ただし、給食費等は含めません。

※未申告の場合、課税情報の確認ができないため補助金を交付することができません。まずは確定申告をしていただきますようお願いいたします。

※ひとり親世帯、障がい者世帯等の要保護世帯にあつては、市町村民税所得割課税額の基準額57,700円を77,101円とします。

※4月～8月分の保育料については前年度の市町村民税所得割課税額、9月～3月分の保育料については当年度の市町村民税所得割額で補助金額を算定します。

4. 申請書類について

必ず提出が必要な書類

- (1) 安曇野市保育料軽減事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 令和8年度保育料の実質負担額証明書
- (3) 保育の必要性を証明する書類（保護者（父・母）ともに各1部）

該当する方のみ提出が必要な書類

- (1) 令和7年度所得・課税・扶養証明書（令和8年8月以前の入園で、令和7年1月1日時点で安曇野市に保護者の住民票がない場合のみ提出）
- (2) 令和8年度所得・課税・扶養証明書（令和8年9月～令和9年3月の入園で、令和8年1月1日時点で安曇野市に保護者の住民票がない場合のみ提出）

5. その他

関係書類などは安曇野市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.azumino.nagano.jp/site/kosodate/121639.html>

安曇野市 保育料軽減

検索

